

○国土交通省告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三十条第二号及び第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める時間等を次のように定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

第一 講習科目ごとの講習時間

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講習時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科	目	時間
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に関する科目	三時間	
新築住宅に係る住宅性能評価に関する科目	十八時間	
既存住宅に係る住宅性能評価に関する科目	六時間	

第二 講習に用いる教材の内容

規則第三十条第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄

に掲げる科目とする。

科目	事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律に関する科目	住宅の品質確保の促進等に関する法律の概要の解説
新築住宅に係る住宅性能評価に関する科目	イ 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）及び評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の解説（新築住宅に係る部分に限る。） ロ 設計住宅性能評価の方法の解説 ハ 建設住宅性能評価の方法の解説（新築住宅に係る部分に限る。）
既存住宅に係る住宅性能評価に関する科目	イ 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の解説（新築住宅に係る部分を除く。） ロ 建設住宅性能評価の方法の解説（新築住宅に係る部分を除く。）
備考 講習に用いる教材は次に掲げるものであること。	

- 一 評価員に対し、住宅性能評価の業務に必要な知識及び技能の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること。
- 二 記載された内容が新しいものであること。

#### 附 則

- 一 この告示は、平成十八年三月一日から施行する。
- 二 評価員登録簿等に関し必要な事項を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十三号）、評価員に係る講習の実施要領を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十四号）及び評価員に係る講習の指定に関し必要な事項を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十五号）は廃止する。